



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)
第 7 8 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の一部改正 (237) (行政経営推進課) 2
	全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (238) (財政課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (239) (中部総合事務所県民局) 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (240) (景観まちづくり課) 3
	県営土地改良事業計画の変更 (241) (耕地課) 4
	保安林の指定予定 (242) (森林保全課) 4
	保安林の指定の解除予定 (243) (〃) 5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (244~246) (〃) 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) 7
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 16

告 示

鳥取県告示第 237 号

平成 17 年鳥取県告示第 59 号（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日	条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
略				略			
鳥取県衛生環境研究所管理規則（平成14年鳥取県規則第72号）	第4条第1項、第6条第1項及び第7条	鳥取県衛生環境研究所の利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃	鳥取県衛生環境研究所管理規則（平成14年鳥取県規則第72号）	第4条第1項、第6条第1項及び第7条	鳥取県衛生環境研究所の利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃
	第10条第3項及び第11条第2項	使用料又は手数料の減免の申請及び既納使用料の還付の申請	〃		第10条第3項及び第11条第2項	使用料又は手数料の減免の申請及び既納使用料の還付の申請	〃
鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）	第3条第1項、第5条及び第6条	鳥取県産業技術センターの利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃	鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）	第3条第1項、第5条及び第6条	鳥取県産業技術センターの利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出	〃
	第12条	分析等のための職員の派遣の依頼	〃		第12条	分析等のための職員の派遣の依頼	〃
	第18条第2項	使用料又は手数料の減免の申請	〃		第18条第2項	使用料又は手数料の減免の申請	〃
略				略			

鳥取県告示第 238 号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

(1) 加入地方公共団体の名称

新潟市及び浜松市

(2) 加入年月日

平成 19 年 4 月 1 日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県告示第 239 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 19 年 5 月 5 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成 19 年 3 月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利法人 N P O みささ温泉

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

新藤 祐一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡三朝町大字山田 197-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、三朝温泉に対して、空き店舗有効利用並びに、広範囲で一体感のある三朝温泉街形成に関する事業を行い、三朝温泉活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業の種類

鳥取県告示第 240 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 津ノ井北地区地区計画

鳥取都市計画道路 3・6・2 号袋川通り左岸線

鳥取都市計画道路 3・6・3 号袋川通り右岸線

鳥取都市計画緑地 2号袋川緑地

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第 241 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業若桜地区農業用排水施設、農道整備、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年3月16日から同年4月5日まで

3 縦覧に供する場所

若桜町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 242 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山田字上屋敷341、352から358まで、359の2、字平ノ上561の1、562から564まで、564の

1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第243号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字大谷字高山33の79
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第244号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ途377、378、379の1、379の2、380から382まで、383の1から383の3まで、384から390まで、字瀧ノ谷392、393、393の1、394、394の1、395から401まで、401の2、401の3、402の1、402の2、大字篠坂字水無奥509、字乳尾奥512の1、514、515、字乳尾口516、大字南方字後谷奥1462の1（次の図に示す部分に限る。）、1463、1464の1から1464の3まで、1464の4（次の図に示す部分に限る。）、1465、字風穴1484の1・1484の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1495、1497、字大谷1498・字大原陰1541・字家ノ奥1596（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字武蔵岩1686、1688の1から1688の3まで、1690、1691
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 245 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字蔭ヶ平799の1から799の5まで、字寺屋敷800の1から800の11まで、字蔭深谷801の1から801の5まで、字大二子谷948、字大二子谷頭949の19から949の22まで、字熊谷950、955から958まで、字倉切谷1009の10から1009の25まで、字深谷1013の1から1013の3まで、字池ヶ平ル1015の1から1015の6まで、字ショウガチ尾1016の1、字本谷奥1020の3、1020の4、1020の6、1020の9、1020の11、1020の12、1020の14、1020の15、般若字壺本松428の1、428の4、429の1、429の5、429の6、429の8、429の10、430、字駄カヘシ431の1、431の3、432、字本谷奥433の1、433の2、434の1、434の2、435の1、435の2、436の1、436の3、436の4、上大立字豆ヶ谷538の1、字熊シテヶ平539の1、539の6、字下大流540の1、540の6から540の9まで、字祖母ヶ墓541の1、541の5から541の12まで、字大畑ヶ谷542の1から542の5まで、542の9、542の11から542の17まで、字大樫ノ上リエゴ543の1、543の3、字上大流544の1、544の3、字大樫ノ谷545の1から545の3まで、字本谷奥546の1、546の2、546の4、546の6、546の7、546の19、546の20、棕波字大清水610の1、610の6、611の1、611の11、612の1、字坂谷613、614、615の1、615の3、616、字本谷奥617の1、617の3、618、619、620の1、620の3、立見字鷲ヶ谷942の1、字西名荷谷960の1、字東名荷谷961の1、961の4、字杣小屋962の1、962の4、962の7、962の8、962の10、962の12、962の13、字大清水963の1から963の3まで、字駄床964の1から964の3まで、964の5、964の7、字本谷奥965の1、965の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 246 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字坂原山360の7、360の10から360の12まで、360の15から360の19まで、360の23、360の24、361の1から361の13まで、361の15、362の1から362の8まで、362の10、362の15、字懸ヶ橋山567の1から567

の 7 まで、字梅ノ木ノ向605の 1、605の 4、字荒田林606、字奥栗谷615の 1 から615の22まで、字石田林640、字樋ヶ塔山641、字東ヶ谷山654、655、字家ノ上エ林656、657の 1、657の 2、658の 1、658の 2、659、661の 2、661の 3、字上ミ川角谷山709、字梅ヶ谷山710、711、字勘兵衛山712の 1、712の 2、字重兵衛山713、字庄五郎山766の 1、767の 1、767の 3、834、835の 2 から835の 7 まで、836、837、838の 1 から838の 8 まで、字奥山910の 1、910の 2、字吉渡山911の 1、911の 2、911の 4（次の図に示す部分に限る。）、912の 1 から912の 3 まで、912の24、912の25、字下モ川西山913、914、字上ミ川東山1255の 1、1255の 4、下阿毘緑字立岩山1720の 1、1720の 2、印賀字池樋ヶ谷1880の 1、1880の 2、字焼ヶ山谷1881、字高入山1918、福寿実字虫尾山1345の 1、1345の 2、1345の97から1345の101まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 23 日付鳥取県告示第 159 号）の内容
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字皿谷 566 の 3
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃

上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字皿谷 566 の 4
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡村 益次	岩美郡岩美町大字小羽尾字曲リ谷 662
岡野 荘吉	〃
岡野梅太郎	〃
吉村禎一郎	〃
俵 岩藏	〃
北尾安太郎	〃
岡村 益次	岩美郡岩美町大字小羽尾字曲リ谷 663
岡野 荘吉	〃
岡野梅太郎	〃
吉村禎一郎	〃
俵 岩藏	〃
北尾安太郎	〃
岡村 益次	岩美郡岩美町大字小羽尾字曲リ谷 664 の 1
岡野 荘吉	〃
岡野梅太郎	〃
吉村禎一郎	〃
俵 岩藏	〃
北尾安太郎	〃
岡村 益次	岩美郡岩美町大字小羽尾字曲リ谷 665 の 1
岡野 荘吉	〃
岡野梅太郎	〃
吉村禎一郎	〃

俵 岩藏	〃
北尾安太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下 弘雄	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 427
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字長谷口 489
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字長谷口 489 の 4
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字長谷口 490 の 1
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃

上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字大師谷口下モ 494
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字大師谷口下モ 494 の 1
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
上田 義藏	岩美郡岩美町大字田河内字家ノ上 535 の 2
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字段平畑 563 の 1
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃
上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
岡本 龍雄	岩美郡岩美町大字田河内字沼ノ谷 667 の 1
宮本つる子	〃
幸家 幸子	〃
山本しず江	〃
寺岡 貞市	〃

上田 昌憲	〃
福田 重行	〃
徳田 きく	〃
田中吉太郎	岩美郡岩美町大字小羽尾字大地谷 705 の 3
奥谷芳太郎	岩美郡岩美町大字小羽尾字大地谷 717
田中 磯吉	岩美郡岩美町大字小羽尾字横谷 813

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 27 日付鳥取県告示第 169 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山田 寿幸	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 3
陰田 ちか	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 5
坂根 武寿	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 9
杉本 里美	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 13

前田 哲人	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 15
岡崎 国蔵	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 17
山田 寿幸	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ 1753 の 32

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年2月27日付鳥取県告示第170号)の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 380 の 1
池本 五郎	東伯郡琴浦町大字大杉字芭蕉 651 の 1
耳井 万吉	東伯郡琴浦町大字野井倉字袋尻 664 の 34
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字興家 686
門田 芳正	〃
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 2
門田 芳正	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

大字大杉字芭蕉 651 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本金三郎	東伯郡琴浦町大字福永字庵住谷 368 の 1
〃	東伯郡琴浦町大字福永字北ノ谷 370
山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 381
山本 源吉	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 382 の 1
山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字滝ノ谷 385 の 1
山本 浩	東伯郡琴浦町大字福永字北谷 400 の 10
坂本吉太郎	東伯郡琴浦町大字福永字赤松谷東平 420 の 1
山本安太郎	東伯郡琴浦町大字福永字西ヒラ 468
山本 熊吉	〃
山本源四郎	〃
山本 常吉	〃
若松千次郎	〃
若松 竹蔵	〃
若松弥三郎	〃
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字袋尻 664 の 22

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 27 日付鳥取県告示第 171 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松本 文治	日野郡日野町本郷字岩田 1478
松本 作蔵	日野郡日野町本郷字岩田 1482
松本 文治	日野郡日野町本郷字御崎ノ谷 1885
〃	日野郡日野町本郷字御崎ノ谷 1886
柴田 民弥	日野郡日野町榎市字竹ノ谷 897 の 3
柴田 洋司	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

榎市字竹ノ谷 897 の 3（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 27 日付鳥取県告示第 172 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 1
西村 光博	〃
西村 博	〃
伊田 末男	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 2
西村 光博	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 3
稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 4
西村 光博	〃
西村 博	〃
稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 5
〃	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 6
伊田 末男	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 7
西村 光博	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 8
西村 博	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 9
稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1345 の 10
西村 光博	〃
西村 博	〃
西村 光博	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1346 の 1
稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1346 の 2
稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1346 の 3
西村 光博	〃
西村 博	〃

稲田 虎雄	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1346 の 6
稲田 長市	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1347 の 1
西村 芳治	〃
長尾 豪	〃
稲田 長市	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1347 の 2
西村 芳治	〃
長尾 豪	〃
稲田 長市	日野郡日野町上菅字持ヶ滝 1348 の 1
西村 芳治	〃
長尾 豪	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務

2 実施期日

(1) 平成 19 年 4 月 26 日（木）及び同月 27 日（金）

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 4 月 27 日（金）については、午前 9 時から午後 3 時 50 分までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

4 受講定員

30 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成 19 年 3 月 26 日（月）から同月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（郵便等による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、旧資格者証の写し 1 通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、10,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。